

昭島市障害者プラン（素案）に係るパブリックコメントの回答について

No	該当ページ	該当項目	意見の要旨	件数	協議会の考え方
1	64	相談支援事業 計画相談支援	近年相談件数の増加から、相談支援員一人ひとりへの依頼件数が増えており、支援に困難が生じてきている。より充実した相談支援を展開するには人員の増や事業所を増やしていくこと、さらに、相談支援員一人ひとりの相談支援力向上に向けた研修や研鑽する場の設置を検討していただきたい。	2件	相談支援の充実の必要性については認識しております。相談支援体制の充実について関係機関と引き続き検討を進めてまいります。
2	64	ピアサポート相談事業	市内に暮らす障害当事者からピアサポートへの希望が寄せられている。今後ピアサポートへの期待が高まると思われることから、障害当事者の活動への支援の検討が急がれる。また、ペアレントメンターの育成もして頂きたいと思います。	2件	ピアサポートについては、事業所へ協力していただく中で引き続き実施するとともに、ピアサポート活動の周知やその充実にも努めてまいります。また、ピアサポーターやペアレントメンターの育成については、調査研究してまいります。
3	65	基幹相談支援センターの設置	現在の障害福祉サービスや計画相談支援の報酬構造では事業を黒字化することが困難な状況で、各事業者は疲弊しております。このままでは今後の基幹相談支援センターの設置にも大きな影響があります。 総合支援法による自立支援給付事業の枠にとられない、市独自の手当の創設や基幹相談支援センターの設置による、市内計画相談支援事業の一層の推進を望みます。	2件	基幹相談支援センターの設置につきましては、課題を整理する中で設置に向けて検討しております。
4	65	基幹相談支援センターの設置	「本市の実情を踏まえ、設置場所などの課題を整理する中で具体的に検討」となっている。「障害当事者や関係機関の意見を聞きながら」という文言や「検討」ではなく「実施」など、この3年間で進める意思を示す言葉を入れてほしい。	1件	引き続き関係機関から意見を聞く中で、設置に向けた具体的な検討を進めてまいります
5	65	基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターは市内の相談支援体制の要となる存在と認識する。そのため、あらゆる障害に対応し、必要サービスへつなげるだけの体制が求められる。そうした観点から一つの事業所や法人で担える内容ではなく、現在市内で展開している相談支援のさまざまな知識や経験を集約した「オール昭島」を前提に基幹相談支援センター設置を検討すべきである。	1件	いただきましたご意見も踏まえ、引き続き地域支援協議会と検討してまいります。
6	65	点字版・音声版の広報あきしまなどの発行	点字版・音声版に加えてテキスト版での提供もお願いしたい。 第7期障害者プラン素案では情報提供による障害当事者への支援も打ち出しており、障害当事者にとって情報収集がしっかり行えることが求められる。近年「手話言語条例」が各地で注目される中、手話を言語として認知する取り組みが進んでいる。具体的には市役所窓口において手話による対応をすすめるなど、障害当事者にとっての情報収集のしやすさを追求することが求められると考える。	1件	情報提供の方法については、いただいたご意見を庁内関係部署と情報共有いたします。 また手話を言語として認知する取組については、東京都や関係機関と連携を図る中、手話に対する理解の促進等に努めてまいります。
7	67	権利擁護の推進 施策の方向	【施策の方向】に、「障害のある方も障害のない方もお互いの人権を尊重し」としているが、事業内容を見ると、対象が障害のある方や市職員の記載となっている。障害のない方や多くの市民にも周知や啓発ができるような具体的な事業を記載してもらいたい。	1件	プランに記載する様々な事業を確実に実施するなかで、権利擁護に関する市民への周知啓発に努めてまいります。

No	該当 ページ	該当項目	意見の要旨	件数	協議会の考え方
8	68	差別解消支援地域協議会との連携	障害者差別解消支援地域協議会の設置は差別事例対応にとって重要な機関であることから、その充実が求められるところが、実際の運用は年に数回のみであり、地域支援協議会の委員が兼ねていることから、しっかり時間を取って差別事例に向き合う内容にはなりきれていない。こうした問題を解消し、障害者差別解消支援地域協議会を独立の協議会として設置し、法律の専門家を委員として配置することが求められる。 合わせて、昭島市独自の障害者差別禁止条例の制定はこうした差別解消の取り組みをより推進するものとなることから制定が求められる。	2件	内閣府のガイドラインによって設置しており、必要な専門家の意見を聞くことも可能となっております。差別禁止条例の制定の考えに至っておりませんが、差別解消の取組については、障害者差別解消支援地域協議会と連携し、引き続き推進してまいります。
9	68	選挙における配慮	選挙については投票行動だけではなく、立候補に対する配慮等も明記すべきであり、また少なくとも被選挙権もあることも明記はすべきである。	1件	貴重なご意見として庁内の関係部署と共有させていただきます。
10	68	市職員に対する障害者理解の周知・啓発	窓口対応などで当事者の理解がない場合が多く、権利擁護にならない場面がある。そのため、市職員に対する障害者理解の周知・啓発を進めるために、当事者・家族を講師に招き話を聞くべきだと思う。 また、対応マニュアルを公開することは、市政の透明性につながることから、対応マニュアルを差別解消協議会に提示し妥当性を検討すること。	1件	貴重なご意見として庁内の関係部署と共有させていただくとともに、市職員の窓口対応については、研修等を通じてより一層接遇の向上に努めてまいります。
11	69	保健・医療サービスの充実 施策の方向	「〇社会の人々の偏見や差別からくる心のバリアを解消し、精神障害のある方が安心して暮らせるように啓発活動を図ります。」の文言について、保健医療には関係ない項目であり、特記することは良しとは考えられないため、権利擁護に入れるべきである。 また、権利擁護に記したとしても、事業内容を連動すべきと考えられる。	1件	ご意見のとおり、掲載場所を権利擁護に掲載いたします。プランに記載する様々な事業を確実に実施するなかで、権利擁護に関する市民への周知啓発に努めてまいります。
12	71	障害のある子どもへの支援の充実 現状と課題	不登校、不安定な登校、引きこもりに近い状態になっているお子さんが一定数いらっしゃいます。学校へ行けない理由も、障害特性が絡んでいるケースが多いです。 不登校や不安定な登校状況にある児童生徒の支援を拡充するために、スクールソーシャルワーカーの増員、または心理士が自宅訪問ができる体制、または別の形でも良いので自宅から出られないお子さんとその保護者のサポート体制をつくっていただきたいです。 また、障害特性と不登校という問題について、何かしらプランの中で触れていただきたいです。	1件	スクールソーシャルワーカーにつきましては、令和6年度に増員を予定しており、家庭や保護者が希望する場所への訪問支援を行っております。 心理士については、電話やメールでの相談が可能となっております。引き続き、お子さんと保護者をサポートする相談体制の充実を図ってまいります。 障害特性と不登校の問題について、プランの記述の変更はいたしません。ご意見を踏まえ引き続き対応の強化を図ってまいります
13	72	保護者への相談・支援	障害のあるお子さんと保護者のサポートについては、市内の障害児相談支援事業所や児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所も担っております。関係機関との連携の際には、こういった事業者にもぜひお声がけいただきたいと願っております。 現状では、障害福祉課、子ども家庭支援センター、子育て世代包括支援センターとの連携したケースはありますが、他の部署とはなかなか連携できていないと感じています プランの文言では「関係機関」と書かれていても、プランを具体化する際にはぜひお願いしたいと思います。	1件	貴重なご意見として庁内の関係部署と共有させていただきます。必要に応じて民間事業者も含めさらなる連携に努めます。

No	該当 ページ	該当項目	意見の要旨	件数	協議会の考え方
14	73	放課後等デイサービス	学校と福祉サービスとが連携できるような仕組みがあったらいいのにと日々思っています。 具体的な意見、要望として 保護者と学校と福祉サービス事業所、必要に応じて医療機関が支援について、受給者証の更新時などに会って話すことを義務づけるような仕組みを作っていただきたいです。	1件	関係機関が連携した仕組みづくりについては、必要に応じて国や東京都へ要望してまいります。
15	74	特別支援教育・インクルーシブ教育の推進 現状と課題	障害者権利条約はインクルーシブ教育を求めているが、国や都および昭島市は、分離教育が現存している。プランにおいては特別支援教室等の状況が記されているが、必要性の明記が無い。また、インクルーシブ教育との整合性の説明も無い。これらを説明するべきである。 また、分離教育の有効性が仮に存在するのなら説明するべきである。	1件	文部科学省では、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」において、障害のあるものと障害のないものが共に学ぶ仕組みとして「インクルーシブ教育システム」を構築することを示しています。インクルーシブ教育システムにおいては、「同じ場で共に学ぶことを追求する」とともに、「その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である」「小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要である」と述べております。 昭島市教育委員会では、共生社会の形成に向けた段階的なインクルーシブ教育システムの構築を目指し、特別支援教室、通級指導学級、特別支援学級を設置し、児童・生徒の教育的ニーズに応える連続した学びの場を設けております。そのため、特別支援教室等はインクルーシブ教育システムの一つであり、整合性のあるものと考えております。a
16	75	特別支援教育・インクルーシブ教育の推進 施策の方向	「○児童・生徒一人ひとりの発達特性や障害の状況に応じた教育を推進し、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムを構築するため、「昭島市特別支援教育推進計画」に基づき、学校、家庭、地域、福祉、医療などの関係機関が連携し、特別支援教育の一層の推進を図ります。」について、施策の方向と事業内容の整合性が無く正すべきである。その理由として、昭島市特別支援教育推進計画は令和４年３月に作成されたものだが、インクルーシブ教育システムについては、文部科学省の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）概要」を参照とすべきと考えるためである。	1件	共生社会の実現のためには、インクルーシブ教育システムを構築することが重要であり、昭島市教育委員会では、特別支援学級等を設置して連続した多様な学びの場を設けております。また、特別支援学級では、昭島市独自に副籍制度を設け、児童・生徒の居住地に応じた学区域の小・中学校に副次的な籍を設け、通常の学級で交流及び共同学習を行っております。
17	75	特別支援教育・インクルーシブ教育の推進 施策の方向 特別支援教育の推進	「○全ての学校、教室において、児童・生徒の特性への理解を図るとともに、特別な支援が必要な児童・生徒には、必要に応じて特別支援教育支援員を配置するなど、特別支援教育の視点を生かした質の高い教育を行います。」に対し、具体的な事業内容が明示されていない。 また、医療的ケアが必要な児童・生徒に対するの事業も必要だと考える。	1件	特別な支援を必要とする児童・生徒には、必要に応じて特別支援教育支援員を配置しております。 また、事業名「特別支援教育の推進」における内容の記述を「～の学校生活支援シート（個別的教育支援計画）を作成し、必要に応じて特別支援教育支援員を配置するなどして適切な教育や指導・支援を行います。」へ変更します。 なお、医療的ケアが必要な児童・生徒に対するの事業については、引き続き検討してまいります。

No	該当 ページ	該当項目	意見の要旨	件数	協議会の考え方
18	75	特別支援教室の充実	特別な支援を必要とする児童・生徒の成長と発達を最大限に伸長するため、特別支援教育の教育内容の充実を図り、【通常の学級に在席している特別な支援を必要とする児童・生徒などを対象とする特別支援教室の充実に努めます。】と記載があるが、通常学級に在籍している児童・生徒はインクルーシブ教育を充実するべきである。確かに特別支援教育は必要であるが、特別支援教室が必要とはいえない。また、下線部と【】内の文面は矛盾を生じている。	1件	特別支援教室では、通常の学級における児童・生徒の学習上・生活上の困難を改善・克服することを目的として、他者との適切な関わり方や自分に合った学習方法などを学ぶ「自立活動」の指導を行っております。文部科学省は特別支援教室を連続性のある多様な学びの場の一つとして示しており、インクルーシブ教育システム構築の一つとして必要であると考えます。
19	76	副籍制度の啓発・推進	卒業後は地域で生活するため、昭島市内の小中学校を原籍として、副籍を特別支援学校とすること。	1件	副籍制度については、東京都教育委員会の副籍制度の考え方に基づき定めており、特別支援学校を原籍とし、市内の小・中学校を副籍としております。
20	79	日中活動系サービスの提供 現状と課題	「市内の生活介護施設の定員の拡充や新たな施設の設置が求められています。」を「市内の生活介護施設の定員の拡充、医療ケアが必要な人や障害の重い人が利用できる新たな施設の設置が求められています。」にしてほしい。	1件	ご意見を踏まえ、記述を「市内の生活介護施設の定員の拡充、医療的ケアが必要な方や重度の障害のある方が利用できる新たな施設の設置が求められています。」へ変更します。
21	79	日中活動系サービスの提供 現状と課題 施策の方向	近年ヘルパーなど人材不足が叫ばれ昭島においても今後数年の後にヘルパー不足による障害当事者の生活困難が表面化する恐れがある。これを改善するためには今からできることを進めていく必要がある。 特に昭島市独自で単価を設定している移動支援については、基本単価の上昇、夜間、早朝の時間帯に対する単価設定、身体介護無の単価の上昇を進めてほしい。	3件	人材不足については課題と認識しております。人材確保に向けて必要な施策について検討してまいります。 また、移動支援の単価改定を令和5年度に実施しておりますが、いただいたご意見を踏まえて、単価設定について継続して検討してまいります。
22	79	日中活動系サービスの提供 施策の方向	「定員の拡充や新たな施設の設置について検討を行います。」を「生活介護施設の定員の拡充、医療ケアが必要な人や障害の重い人が利用できる新たな施設の設置について検討を進めます。」にしてほしい。	1件	ご意見を踏まえ、記述を「生活介護施設の定員の拡充、医療的ケアが必要な方や重度の障害のある方が利用できる新たな施設の設置について検討を行います。」へ変更します。
23	80	地域活動支援センター事業(地域生活支援事業)	現在、昭島市には地域活動支援センターは1箇所となっている。しかしながら日中の活動場所への希望は年々増えており、さらには様々な障害種別や状態も複雑となってきた。そうしたことから地域活動支援センターが複数箇所配置されることが望ましいと考える。	1件	地域活動支援センターの必要性については認識しておりますが、実施場所の確保など多くの課題があり、今後の検討課題とさせていただきます。
24	81	居住系サービスの提供 施策の方向	施設や病院での生活が長く続くなかで、地域生活を望む方々への支援では、支援員という人材だけでなく、暮らしを支える社会資源がさらに必要な状況と考える。市内のグループホームをさらに増やすなかで地域移行等の支援を進める基盤整備を行ってほしい。	1件	貴重なご意見として今後の施策の参考とさせていただきます。
25	81	居住系サービスの提供 施策の方向	「〇障害のある方を対象としたグループホームの設置に向けて、設置主体となる法人与連携を図り整備促進を図ります。」の後に、「医療ケアが必要な人や障害の重い人が利用できるグループホームの設置について検討します。」を追加してほしい。	1件	ご意見を踏まえ、記述を「また、医療的ケアが必要な方や重度の障害がある方が利用できるグループホームの設置について検討します。」を追記いたします。

No	該当 ページ	該当項目	意見の要旨	件数	協議会の考え方
26	83	心身障害者福祉手当 支給事業	P44の障がい者施策についての調査結果をみると、経済的支援の充実を最も求めているのは、精神障がい者です。その一因として、公的手当制度が精神障がい者を対象にしていないという点があります。 「昭島市心身障害者福祉手当」も知的障がい者と身体障がい者だけを対象にしています。以前、なぜ精神障がい者を対象にしていないのかと聞いたところ、精神障がい者は自立支援医療など医療の面で支援しているからと回答がありました。 三障がい平等という原則に立ち戻り、心身障害者福祉手当の対象に精神障がい者も対象にすることを、障害福祉計画に加えるよう切に要望いたします。	1件	ご意見の趣旨は理解いたしますが、精神障害のある方につきましては、その障害の特性から、医療を確保することの重要性を考慮し、医療費助成制度があることから、現在は手当の対象となっております。
27	84	雇用・就労の支援 現状と課題	障害者優先調達推進法に関するところでも取り組んでいるところはまだ事業所数か所で、市内すべての事業所には至っていない。現状を維持しながら、あらゆる作業や販売の機会を提供してほしい。	1件	貴重なご意見として庁内の関係部署と共有させていただきます。
28	85	障害者就労支援事業の 実施	現状と課題部分での記載にある「チャレンジドステーションクジラ」は地域の障害者就労を進めるにあたり、非常に重要な機関だと考えます。昨今の労働者の不足、人材確保の難しい状況から障害者雇用の推進は重要な課題であります。市としてもより一層の推進を要望するとともに、事業の充実を望みます。	1件	貴重なご意見として今後の施策の参考とさせていただきます。
29	85	障害者就労支援事業の 実施	障がい者の就労体験の貴重な機会になっていますが、現状では特別支援学校生のみの受け入れとなっております。他の障害特性を持つ方など、受け入れ対象者の拡大を図ってください。	1件	貴重なご意見として庁内の関係部署や昭島市地域支援協議会と共有させていただきます。
30	85	就労選択支援	就労選択支援が実施されることになった場合、より事業者課に課せられる枠組みが増えるため、福祉サービス事業者にとって、その経営や事業実施に対してさらなる負荷がかかる懸念しております。市には適切な事業実施が市内で行われるよう、今後の事業の方向性をよく注視していただきたくことを望みます。	1件	今後、国の動向を注視するとともに情報収集に努めてまいります。
31	85	就労移行支援	市内における就労移行支援事業者の撤退が相次いでいます。P99の障害福祉計画の成果目標に障害者の一般就労があることから、その推進は優先度が高い目標であるにもかかわらず、状況は後退しているとすら思えます。事業者の努力だけでは成果は上がりませんし、市として何らかの方策が必要だと考えます。	1件	就労移行支援事業者の減少については課題の一つとして捉えており、今後の方策について検討してまいります。
32	86	就労継続A型	昭島市にはA型事業所が全くありません。八王子には数か所もあるのに何故昭島市には無いのでしょうか。また市内での障害者雇用の少なさに愕然でした。働きたくてもこの街で働く場が限られています。東京都の最低賃金がしっかり確保出来る働き場をもっと増やしてください。	1件	貴重なご意見として関係機関と共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。

No	該当 ページ	該当項目	意見の要旨	件数	協議会の考え方
33	90	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	「昭島市バリアフリー・ユニバーサルデザイン基本方針に基づき、安全・安心・快適に暮らすことのできる福祉のまちづくりの推進を図ります。」と記載があるが、現状の把握がどこまで出来ているのかが、不明ではないか。 昭島市内のJR東日本の駅では無人の時間帯が設けられてきており、障害者の利用や安全が憂慮されている。市としても対策を講じて欲しい。また、指定席を入手するための「みどりの窓口」が昭島市内から無くなっている。健常者は券売機で入手できるが、新幹線以外の指定席は他市の駅での購入になる。現状の周知も必要である。 さらにAバスには何か所か車いすで乗降出来ない箇所があるが、関係者との改善を図るべきである。	1件	貴重なご意見として庁内の関係部署や関係機関と共有させていただきます。
34	90	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	街づくりの観点から視覚障害のある方にとって点字ブロックの完備は極めて重要な社会資源といえる。そのため、公共施設をつなぐ歩道に切れ目無く点字ブロックが完備されることが望まれる。	1件	貴重なご意見として庁内の関係部署と共有させていただきます。
35	97	地域生活支援拠点の整備	地域生活支援拠点の支援内容については、市内の障害当事者および支援機関からの意見聴取また、昭島市障害者自立支援推進協議会や昭島市障害者地域支援協議会による議論を踏まえ、検証がなされることが求められる。市内の社会資源としてその運用が求められる支援の実施が行われているのかといった検証は行われる必要があると考える。 さらに、地域生活支援拠点の設置により地域の支援体制が整ったということではなく、既存の支援機関も合わせ市内の面的整備という考え方に関する設計内容を議論する必要がある。	1件	貴重なご意見として今後の施策の参考とさせていただきます。
36	97	強度行動障害を有する者への支援体制の充実	目標値に「強度行動障害を有する障害者や支援ニーズの把握に努める」と記載があるが、具体的にどうやって支援ニーズの把握をするのか、具体的にお聞きたい。	1件	ニーズを把握する具体的方法については、国の対応方針等を注視する中で、今後検討してまいります。
37	97	地域生活支援拠点の整備	第7期障害者プラン（素案）では、面的整備を活用した地域生活支援拠点となっていたので、面的整備を市としても応援する具体的な対策（市有地の活用や家賃助成等）を盛り込んでほしい。	1件	貴重なご意見として今後の施策の参考とさせていただきます。
38	98	地域生活支援拠点の整備	第7期障害者プラン（素案）で使用している図は、第5期から継続して使用しているので、現状にあった図にしてほしい。特に多機能施設拠点整備について、文言を修正した方がいいのではないかな。	1件	地域生活支援拠点に求める機能（案）として図示しており、多機能施設拠点整備も含め多角的な視点から検討する必要があることから、変更する考えはありません。
39	112	国・東京都との連携	障害分野の人材不足は大変深刻である。ヘルパーは「初任者研修」の資格が必要であり、資格取得には4万円から7万円の受講料が必要となるため、資格取得にハードルが高い。 「初任者研修」については都の予算がおりるようで、昭島市の令和5年9月議会において、高齢者福祉のことで質問した際に行政から、「検討する」との答弁を頂いたとお聞きしている。「初任者研修」は、高齢者のヘルパーだけでなく、障害者のヘルパー資格にもなるので、是非都の予算を活用して、初任者研修を実施して頂きたい。また、「検討する」ではなく、是非「実施する」として頂きたい。	1件	福祉人材不足の確保は喫緊の課題と認識しており、ご意見の趣旨は理解いたします。今後については、国や都の動向を踏まえながら、効果的な取組について検討してまいります。

No	該当 ページ	該当項目	意見の要旨	件数	協議会の考え方
40	112	国・東京都との連携	「国や東京都の制度を積極的に活用する」とは、具体的にどの制度を積極的に活用するのか、今までも国や東京都の制度を活用したことはあるのか、具体的に教えていただきたい。	1件	国や都の補助事業を活用し、日常生活用具給付等事業や手話通訳者養成事業など様々な事業を展開しております。
41	112	国・東京都との連携	「国や東京都に必要な要望をおこなう」や「財政上の措置についても要請します」とあるが、具体的な要望内容や要請内容を教えていただきたい。	1件	障害者施策の安定的な運営に必要な補助金の拡充等について、様々な要望を市長会等を通じて国や東京都へ行っております。
42	102～	障害福祉サービス等の見込量	サービスの実績と見込み量については、市内の社会資源不足のため、市外を利用しているひとも多いので、市内、市外に分けて実績値を出すようにしてほしい。	1件	サービスの実績と見込み量については、市内、市外に分けての実績値を把握しておりませんので、数値の計上を行うことが困難です。
43	—	市への意見・要望等	「障害」→「障がい」という表現にしてください。	4件	本市としては、国の法令などの表記に合わせ「障害」と表記しています。